主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人武田庄吉の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて(なお、正犯につき刑法一八〇条二項の適用がある以上、その幇助者が現場に居合わせたか否かを問わず、これを訴追するについて告訴を要しないと解すべきであるから、これと同旨の原判断は正当である。)、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四三年一〇月一五日

最高裁判所第三小法廷

郎	Ξ	村	下	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
<b>太</b> 隹	正	本	松	裁判官
美	義	村	飯	裁判官